

議案第 87 号

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

令和 4 年 9 月 1 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年前橋市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条を第 34 条とし、第 32 条を第 33 条とし、第 31 条の次に次の 1 条を加える。

（給与からの控除）

第 32 条 会計年度任用職員が給与からの控除を申し出たものであって、市長が適切と認めるものについては、当該職員に給与を支給する際その給与から控除することができる。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。